

千葉市公告第248号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年4月13日

千葉市長 熊谷 俊人

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ペリエ千葉

所在地 千葉市中央区新千葉一丁目1番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 東日本旅客鉄道株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 深澤 祐二

住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

名称 株式会社千葉ステーションビル

代表者の氏名 代表取締役社長 弭間 俊則

住所 千葉市中央区新千葉一丁目6番地1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

	位置	収容台数
変更前	駐車場①（添付図面2）	131台
	合計	131台
変更後	駐車場①（添付図面3）	111台
	駐車場②（添付図面3）	14台
	合計	125台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

	位置	収容台数
変更前	駐輪場①（添付図面2）	415台
	合計	415台
変更後	駐輪場①（添付図面3）	70台
	駐輪場②（添付図面3）	61台
	合計	131台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場①	1 箇所	添付図面 5 配置図 (変更前)
合計	1 箇所	

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場①	1 箇所	添付図面 6 配置図 (変更後)
駐車場②	1 箇所	添付図面 6 配置図 (変更後)
合計	2 箇所	

4 変更する年月日

令和 2 年 1 1 月 1 8 日

5 変更する理由

駐車場の利用促進及び駐輪場用地の有効活用のため。

6 届出の年月日

令和 2 年 3 月 1 8 日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市経済農政局経済部産業支援課
千葉市中央区中央 3 丁目 10 番 8 号 千葉市中央区役所地域振興課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和 2 年 4 月 1 3 日から令和 2 年 8 月 1 3 日まで (土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 時間

午前 9 時から午後 5 時 1 5 分まで

※添付図面については省略